

○沖縄大学学則

(1974年 4月 1日制定)

改正	1975年 4月 1日	2000年 1月26日	2009年 2月16日	2018年11月19日
	1978年 4月 1日	2000年 3月29日	2009年 3月16日	2019年 2月18日
	1979年 4月 1日	2000年 6月28日	2009年 3月16日	2019年 3月 5日
	1981年 4月 1日	2000年 8月23日	2009年 6月29日	2019年12月16日
	1982年 4月 1日	2001年 3月28日	2010年 3月23日	2020年 1月20日
	1984年 4月 1日	2001年 6月27日	2011年 3月28日	2020年 3月23日
	1985年 4月 1日	2002年 3月27日	2011年 7月25日	2020年 9月28日
	1986年 4月 1日	2002年11月13日	2011年 8月 8日	2021年 1月18日
	1987年 4月 1日	2003年 3月28日	2011年10月17日	2021年 3月 8日
	1988年 4月 1日	2003年 6月 5日	2012年 2月20日	2022年 2月21日
	1990年 4月 1日	2004年 3月 4日	2012年 7月30日	2022年 5月 9日
	1991年 4月 1日	2004年 6月 4日	2013年 1月28日	2023年 3月27日
	1992年 4月 1日	2004年 7月 9日	2013年 3月25日	2024年 3月11日
	1993年 4月 1日	2004年 9月13日	2013年 7月22日	2025年 3月25日
	1994年 4月 1日	2005年 3月14日	2013年12月16日	2026年 3月 9日
	1995年 4月 1日	2006年 3月13日	2014年11月17日	
	1996年 3月27日	2006年 3月13日	2015年 2月23日	
	1997年 3月28日	2006年 9月11日	2016年 3月29日	
	1997年 9月24日	2006年11月13日	2016年11月21日	
	1998年 3月30日	2007年 3月19日	2017年 3月13日	
	1999年 3月30日	2008年 2月18日	2017年12月18日	
	1999年10月25日	2008年 3月17日	2018年 3月20日	

目次

- 第1章 総則 (第1条－第3条)
- 第2章 学年、学期及び休業日 (第4条－第6条)
- 第3章 教育課程、履修方法、単位の授与等 (第7条－第17条)
- 第4章 入学、休学、復学、退学、転学、懲戒及び除籍 (第18条－第35条)
- 第5章 試験、評価、卒業及び学位 (第36条－第39条)
- 第6章 特別学生 (第40条－第46条)
- 第7章 派遣特別科目等履修生 (第47条・第48条)
- 第8章 管理、運営、職員、組織及び教授会 (第49条－第56条の2)
- 第9章 奨学制度 (第57条)

第2編 学則（沖縄大学学則）

第10章 附属施設（第58条・第59条）

第11章 厚生及び保健施設（第60条・第61条）

第12章 納入金（第62条・第63条）

第13章 補則（第64条）

第1章 総則

（目的）

第1条 本学は、教育基本法（昭和22年法律第25号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び私立学校法（昭和24年法律第270号）に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授・研究し、知的・応用的能力を展開させ、有為な人材を育成することを目的とする。

（自己点検・評価）

第1条の2 本学は前条の目的を達成するために、自己点検・評価を実施する。

そのため本学に中長期計画・自己点検委員会を置く。中長期計画・自己点検委員会に関する規程は、別に定める。

（学部及び学科）

第2条 本学に、次の学部及び学科を置く。

学 部	学 科
経法商学部	経法商学科
人文学部	国際コミュニケーション学科
	福祉文化学科
	こども文化学科
健康栄養学部	管理栄養学科

（経法商学部の目的）

第2条の2 経法商学部は、第1条及び大学の理念を根底に据えて、法学、経済学・経営学についての専門的な学芸を教授・研究し、地域社会の中で自ら問題を発見し、その解決策を見つけ、地域社会に貢献しうる人材の育成を目的とする。

（人文学部の目的）

第2条の3 人文学部は、第1条及び大学の理念を根底に据えて、異文化、福祉文化、こども文化についての専門的な学芸を教授・研究し、地域社会の中で自ら問題を発見し、その解決策を見つけ、地域社会に貢献しうる人材の育成を目的とする。

2 人文学部各学科の人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的は、別に定める。

第2編 学則（沖縄大学学則）

（健康栄養学部の目的）

第2条の3の2 健康栄養学部は、第1条の目的及び大学の理念を根底に据えて、栄養、健康及び食品についての専門的な学芸を教授・研究し、地域社会の中で自ら問題を発見し、その解決策を見つけ、地域社会に貢献しうる人材の育成を目的とする。

（修業年限及び長期履修学生）

第2条の4 本学の修業年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望して入学する者（以下「長期履修学生」という。）については、学長は、学部教授会の議を経て長期履修学生として在学を認めることができる。

3 長期履修学生に関する事項は、別に定める。

4 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第30条の規定により入学した学生は、入学後の在学すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

5 第32条の規定により入学した再入学生は、元の学籍を引き継ぐものとする。

（大学院）

第2条の5 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第2条の6 削除

（別科）

第2条の7 削除

2 削除

（入学定員等）

第3条 本学の入学定員、3年次編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	3年次編 入学定員	収容定員
経法商学部	経法商学科	220人	5人	890人
人文学部	国際コミュニケーション学科	80人	3人	326人
	福祉文化学科			
	社会福祉専攻	70人	6人	292人
	健康スポーツ福祉専攻	50人	—	200人
	こども文化学科	50人	3人	206人

第2編 学則（沖縄大学学則）

健康栄養学部	管理栄養学科	80人	—	320人
合 計		550人	17人	2,234人

第2章 学年、学期及び休業日

（学年及び学期）

第4条 本学の学年は、4月 1日に始まり、翌年の 3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2学期とする。

前期 自 4月 1日 至 9月30日

後期 自 10月 1日 至 3月31日

（休業日）

第5条 定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日（ 6月10日）

(4) 沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年条例第42号）第2条に規定する慰霊の日（ 6月23日）

(5) 夏季休業（ 8月 1日から 9月30日まで）

(6) 冬季休業（12月20日から翌年 1月 4日まで）

(7) 春季休業（ 3月 1日から 3月31日まで）

2 臨時休業日は、その都度学長が定める。

（休業日の特例）

第6条 休業中でも特別の必要があるときは、授業、実習その他を課することがある。

第3章 教育課程、履修方法、単位の授与等

（教育課程）

第7条 本学は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、各学部及び学科毎に体系的に教育課程を編成する。

第8条 本学の授業科目の種類、単位数及び履修科目は、別表1のとおりとする。

第9条 前条の規定にかかわらず、学部教授会の決議によっては開講しない授業科目や、他の授業科目を特設開講することがある。

2 履修方法等については、別に定める。

3 人文学部国際コミュニケーション学科に日本語教員養成課程を置く。

（単位の計算方法）

第2編 学則 (沖縄大学学則)

第10条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 経法商学部及び健康栄養学部の外国語科目については、30時間の学修をもって1単位とする。
 - (3) 人文学部の外国語科目については、15時間から30時間の学修をもって1単位とする。
 - (4) 演習については、15時間から30時間の演習をもって1単位とする。
 - (5) 実験、実習、実技等の授業については、30時間から45時間の実験、実習及び実技をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文・制作、ボランティア体験の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第10条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 本学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の授与)

第11条 授業科目を履修した者には、試験、出席状況その他によって認定のうえ、単位を与える。

- 2 編入生及び派遣特別科目等履修生の単位の認定については、別に定める。
- 3 前項以外の入学前の既修得単位の認定については、別に定める。

(随意科目)

第12条 必修科目及び選択科目のほかに配置する科目を随意科目とし、随意科目は所定の単位数に算入しない。

第2編 学則（沖縄大学学則）

（卒業に必要な単位数）

第13条 本学を卒業するためには、各学部及び各学科別表2により修得しなければならない。

- 2 他大学等で認定された単位は審査のうえ、これを認定することができる。
- 3 技能審査の合格に係る単位は、審査のうえこれを認定することができる。
- 4 前2項の規定により、認定された単位は、本学で修得したものとみなすことができる。ただし、60単位(第47条第3項で認定する単位を含む。)を超えないものとする。

（免許状授与の所要資格の取得）

第14条 教員の免許状授与の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和24年文部省令第38号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の単位数及び履修科目は、別表3に定める。
- 3 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	教員免許状の種類	免許教科
経法商学科	中学校教諭一種免許状	社会
	高等学校教諭一種免許状	地理歴史 公民
国際コミュニケーション学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英語
福祉文化学科 健康スポーツ福祉専攻	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育
こども文化学科	小学校教諭一種免許状	－
管理栄養学科	栄養教諭一種免許状	－

- 4 学生は教職課程授業科目登録料として、1単位につき1,000円を所定の期日までに納入しなければならない。

（資格取得に必要な科目）

第14条の2 社会福祉士の受験資格を取得しようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則

第2編 学則 (沖縄大学学則)

(昭和62年厚生省令第49号)に基づき定められた科目を修得しなければならない。

2 前項の履修科目及び単位数は、別表4に定める。

第14条の3 精神保健福祉士の受験資格を取得しようとする者は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）及び精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号）に基づき定められた科目を修得しなければならない。

2 前項の履修科目及び単位数は、別表5に定める。

第14条の4 認定スクールソーシャルワーカーの資格を取得しようとする者は、日本ソーシャルワーク教育学校連盟指定科目に定められた科目を修得しなければならない。

2 前項の履修科目及び単位数は、別表6に定める。

第14条の5 栄養士の資格を取得しようとする者は、栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）及び栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）に基づき定められた科目を修得しなければならない。

2 前項の履修科目及び単位数は、別に定める。

第14条の6 管理栄養士の受験資格を取得しようとする者は、栄養士法施行令、栄養士法施行規則及び管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）に基づき定められた科目を修得しなければならない。

2 前項の履修科目及び単位数は、別に定める。

(学年及び学期の開講科目)

第15条 学年及び学期に開講する学科目の配置、授業時間数及び授業担当者は、各学部教授会において計画立案し、学長の承認を得るものとする。

2 前項の事項については、学年の初めに教務部長がこれを公表しなければならない。ただし、臨時講義については、各学部教授会が随時に定めて学長の承認を得て発表するものとする。

(履修登録)

第16条 学生は、毎学年、学期初めの所定の日までに登録しなければならない。ただし、集中講義については、所定の登録期間内に登録を完了しなければならない。

(学外講義及び公開講座)

第17条 この章に規定する正規の授業のほかに、本学及び各学部は随時に、学外講義及び公開講座を開催することができる。

第4章 入学、休学、復学、退学、転学、懲戒及び除籍 (入学の時期)

第2編 学則 (沖縄大学学則)

第18条 入学時期は、毎学年の初めとする。

(入学資格)

第19条 本学の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の定めるところにより文部科学大臣が行う大学入学の資格検定に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）の定めるところにより文部大臣又は文部科学大臣が行う大学入学の資格検定に合格した者を含む。）
- (6) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると大学において認めたもの

(入学志願)

第20条 入学志願者は、所定の期日までに入学願書その他別に定める必要書類に検定料30,000円を添えて提出しなければならない。

2 選考方法に関する事項は、その都度定めて公示する。

(入学志願者の選考)

第21条 入学志願者に対しては、所定の入学試験を行う。

(入学許可)

第22条 入学は、各学部教授会の議を経て学長が許可する。

(入学手続)

第23条 入学を許可された者は、入学納付金及びその他の所定の誓約書、卒業証明書等、最近撮影の写真二葉を指定された期日までに提出しなければならない。

2 前項の書類の提出又は納付金の納付を怠った者は、入学許可を取り消すことがある。

3 提出書類に変更があったときは、直ちに届けなければならない。

(休学)

第24条 病気その他やむを得ない事由により3か月以上修学することができない

第2編 学則 (沖縄大学学則)

者は、理由を具し、保証人連署で願い出れば休学することができる。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

第25条 伝染病その他により、他の者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者に対しては、各学部教授会の議を経て、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第26条 休学期間は半年又は1年とする。ただし、特別の理由があるときは、所定の手続きを経て更に半年又は1年延長することができる。

2 休学期間は、通算して4か年を超えることはできない。ただし、第30条の規定により入学した学生の休学期間は、通算して2年次編入者は3年、3年次編入者は2年を超えることはできない。第32条の規定により入学した再入学生は第2条の4第5項によるものとする。

3 休学期間は、第2条の修業年限に算入しない。

4 休学期間内は学費は免除する。ただし、別に定める学籍料を指定期日までに納付しなければならない。

(復学)

第27条 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。この場合、講義開始2週間前に学長の許可を得なければならない。

2 復学の時期は、学年の前期又は後期始めとする。

(転学)

第28条 他の大学に入学又は転学を希望するものは、教務部を経て講義開始2週間前に学長の許可を得なければならない。

(転学部、転学科及び転専攻)

第29条 学生は、各々の属している学部・学科・専攻より他の学部・学科・専攻への変更は原則として許可されない。ただし、特別の理由がある者に限り、学年度末に各学部教授会の議を経て学長がこれを許可することができる。

(転入学及び編入学)

第30条 他の大学より本学学部へ転入学又は編入学を希望する者は、願出により欠員のある場合に限り各学部教授会の議を経て学長がこれを許可する。

(退学)

第31条 病気その他やむを得ない事由によって退学しようとする者は、理由を具し保証人連署で退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(再入学)

第32条 再入学を希望する者は、本学を退学した者又は学費の滞納で除籍された者でなければならない。

第2編 学則 (沖縄大学学則)

- 2 退学した者又は学費の滞納で除籍された者が再入学を願い出たときは、各学部教授会の議を経て、前学期末又は学年度末に学長がこれを許可することがある。
ただし、許可された者は手数料を納入し、所定の手続をとらなければならない。
- 3 再入学の時期は、前期又は後期始めとする。

(休学、復学等に関する定め)

第33条 休学、復学、転学、転学部、転学科、転入学、編入学、退学及び再入学に係る学生の身分異動に関する細則は、別に定める。

(懲戒)

第34条 学生が本学の諸規程又は教職員の指示に背き、学生の本分に反する行為があったときは、学長は、教授会の議を経て、これを懲戒することができる。

- 2 前項に規定する懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 第2項の懲戒の手続は、学長が定める。

(除籍)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、各学部教授会の議を経て学長がこれを除籍する。

- (1) 第2条の4第4項又は第5項の規定による在学年数を超えた者
- (2) 休学及び休学期間延長の許可を得ない者
- (3) 授業料の納付を怠った者
- (4) 死亡
- (5) 理由がなく単位取得できない者

第5章 試験、評価、卒業及び学位

(試験)

第36条 所定の科目を履修した者に対しては、毎学年末又は每学期末に試験を行う。
ただし、各学部教授会において平常点をもって試験に代えることを認められた科目については、この限りでない。

- 2 試験は筆記試験、口述試験、論文、その他適当な方法による。
- 3 試験に関する規定は、別に定める。

(評価)

第2編 学則（沖縄大学学則）

第37条 成績の評定は、秀、優、良、可、不可の5級に分ち、不可の場合は所定の単位を授与しない。

（卒業）

第38条 本学に4年以上在学して、124単位以上を修得し、かつ学部履修規程で定めた水準以上のGPAを取得した者は、学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業に必要な修得すべき所定の単位数のうち、第10条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

（早期卒業）

第38条の2 本学に3年以上在学し（学校教育法施行規則第68条の5の規定に該当する者を含む。）、学部が定めた卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認められ、早期卒業を希望する者については、前条の規定にかかわらず、学長は、学部教授会の議を経て卒業（以下「早期卒業」という。）を認めることができる。

2 早期卒業に関する事項は別に定める。

（学位）

第39条 学長は、前2条の規定により卒業を認定した者に対し、学士の学位を授与する。

2 前項の規定により授与する学位は、次のとおりとする。

学部	学科（専攻）	学位
経法商学部	経法商学科	学士（経法商）
人文学部	国際コミュニケーション学科	学士（国際コミュニケーション）
	福祉文化学科	
	社会福祉専攻	学士（社会福祉）
	健康スポーツ福祉専攻	学士（健康スポーツ福祉）
	こども文化学科	学士（こども文化）
健康栄養学部	管理栄養学科	学士（栄養学）

第6章 特別学生

（委託学生、科目等履修生及び特別科目等履修生）

第40条 本学則において委託学生とは、国内、国外の公共団体又はこれに類する機関の委託に基づき、第19条、第20条及び第21条の規定によらないで本学において学習を許された者をいう。

2 科目等履修生とは、第19条、第20条及び第21条の規定によらないで本学において、1科目又はそれ以上の科目の学習を許された者をいう。

第2編 学則 (沖縄大学学則)

- 3 特別科目等履修生とは、他大学に在籍しながら本学の開講科目の学習を許された者をいう。

(委託学生及び科目等履修生の登録)

第41条 委託学生又は、科目等履修生として登録を希望する者があるときは、学期初め又は集中講義の講義開始の1週間前に選考のうえ、学長が許可する。

- 2 委託学生又は科目等履修生として登録を希望する者は、所定の願書と登録料を添えて提出しなければならない。ただし、本学の卒業生は、登録料を免除する。
- 3 委託学生又は科目等履修生として登録を許可された者は、履修料を所定の期日までに納入しなければならない。

(特別科目等履修生の受入れ)

第42条 特別科目等履修生については、本人の在籍する大学と本学との協議により、これを受け入れるものとする。

(履修科目に係る試験)

第43条 委託学生、科目等履修生及び特別科目等履修生は、履修した科目について試験を受けることができる。

- 2 前項の試験を受けた者に対しては、成績について証明書を交付する。

(留学生)

第44条 第19条に定める入学資格を有する外国人に対して、各学部教授会の議を経て留学生として学年度初めに学長が入学を許可する。

(研究生)

第45条 本学を卒業した者又はこれと同等以上の学力資格を有する者で特に本学で研究を希望する者がある場合は、各学部教授会の議を経て学長が研究生として入学を許可する。

- 2 研究生は、指導教授を選び一定の時期に研究の成果を学部長を経て学長に提出しなければならない。
- 3 研究を怠り、成果の報告を怠った場合あるいは、研究の実があがらない場合は、除籍する。

(特別学生に関する定め)

第46条 委託学生、科目等履修生、特別科目等履修生、留学生及び研究生など特別学生に対して、本学則のほか、正規の学生に関する他の規程を準用する。

- 2 特別学生に関するその他の事項は、別に定める。

第7章 派遣特別科目等履修生

第47条 派遣特別科目等履修生とは、本学に在籍のまま、他大学又は専門学校等(以

第2編 学則 (沖縄大学学則)

下「他大学等」という。)で学ぶ者をいう。

- 2 派遣特別科目等履修生を希望する者については、教育上有益であると判断される場合に限り、審査のうえこれを許可する。
- 3 他大学等で認定された単位は、本学において修得したものとみなすことができる。ただし、48単位を超えないものとする。
- 4 派遣特別科目等履修生に関する事項は、別に定める。
- 5 第2項及び第3項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

第48条 削除

第8章 管理、運営、職員、組織及び教授会

(管理及び運営)

第49条 学校法人沖縄大学理事会が本学の運営と管理の責任を有し、本学の政策運営、財産、学校、動産、不動産すなわち、本学に関する一切の管理権を有する。ただし、理事会は、その権限の一部を学長又は全学教員会議に委任することができる。

- 2 理事会は、本学学長を任命し、学長は理事会で定められた政策、方針又は理事会よりの委任事項に基づいて学内を統括運営する。

(職員)

第50条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

- 2 職制に関する細則は別に定める。

(学長)

第51条 学長は、校務を掌り、職員を統督する。

- 2 学長が事故あるとき、又は欠けたときは、学長があらかじめ定めた順位に従い、学長の職務を代行する。

(副学長)

第51条の2 本学に副学長を置く。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務を掌る。
- 3 副学長は、職員のうちから学長が任命する。

(部長等)

第52条 本学に教務部長、学生部長、図書館長を置く。

- 2 教務部長、学生部長、図書館長は、職員のうちから学長が任命する。

(学部長)

第2編 学則 (沖縄大学学則)

第53条 各学部に学部長を置く。

- 2 学部長は、当該教授会を招集してその議長となり、当該学部の運営に関する校務を統轄する。
- 3 学部長の任期及び選出方法については別に定める。
(学科長)

第54条 各学科に学科長を置く。

- 2 学科長は、当該学科に関する校務を掌る。
- 3 各学科長は、学部長を補佐する。
- 4 学科長の任期及び選出方法については別に定める。
(主任等)

第54条の2 経法商学部経法商学科にコース主任（法律行政コース、経済経営コース及び地域社会コース）を、人文学部福祉文化学科に専攻主任（社会福祉専攻及び健康スポーツ福祉専攻）を置く。

- 2 前項のコース主任及び専攻主任（以下これらを「主任等」という。）は、専攻等に関する校務を掌る。
- 3 主任等は、学科長を補佐する。
- 4 主任等の任期及び選出方法については別に定める。
(学部教授会)

第55条 学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴く必要があるものとして学長が定めるもの
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 教授会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。
(全学教員会議)

第56条 本学に全学教員会議を置く。

- 2 全学教員会議は、経法商学部、人文学部及び健康栄養学部の専任の教授、准教

第2編 学則 (沖縄大学学則)

授、講師及び助教をもって組織する。

- 3 学長は、全学教員会議を招集し、その議長となる。学長不在の場合は、学長があらかじめ定めた順位に従いその職務を代行する。
- 4 全学教員会議は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。
 - (1) 副学長、教務部長、学生部長及び図書館長の任命に関する事項
 - (2) 学長の選出に関する事項
 - (3) 正常な教学運営に著しく支障をきたす事項
- 5 全学教員会議は、前項に規定するもののほか、学長が全学的な教育研究に関する重要な事項について決定を行うにあたり、意見を述べることができる。
- 6 前各項に掲げるもののほか、全学教員会議の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(大学協議会)

第56条の2 学部間の調整及び学部・大学院間の調整を行い、全学教員会議から委任された事項を審議するため、大学協議会を置く。

- 2 大学協議会の会議は、学長が招集し、議長となる。
- 3 学長に事故があるとき、又は学長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。
- 4 大学協議会は、全学教員会議から受任し、審議した事項を、全学教員会議に報告するものとする。
- 5 大学協議会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

第9章 奨学制度

第57条 奨学のため、本学に次の制度を設ける。

- (1) 学業奨学制度
 - (2) スポーツ奨学制度
 - (3) 留学生奨学制度
 - (4) 特待奨学制度
 - (5) 貸費奨学制度
- 2 前項の各奨学制度の実施に関する事項は、別に定める。

第10章 附属施設

(図書館)

第58条 本学に図書館を設け、図書その他の文献及び研究資料を収集管理し、職員、

第2編 学則 (沖縄大学学則)

学生及び学外者で館長の許可を受けたものの閲覧に供する。

2 図書館に関する細則は、別に定める。

(研究所・センター)

第59条 本学に地域研究所、マルチメディア教育研究センター及び教職支援センター(以下「研究所・センター」という。)を設ける。

2 研究所・センターに関する細則は、別に定める。

第11章 厚生及び保健施設

(学生寮)

第60条 本学に、学生の便宜を図るため寮を設けることができる。

2 寮に関する細則は、別に定める。

(健康相談所)

第61条 本学の学生、職員の保健のための健康相談所を設け、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 保健に関する相談に応ずること。

(2) 疾病に関する相談

2 健康相談所に関する細則は、別に定める。

第12章 納入金

(納入金)

第62条 本学の学費については、次のとおりとする。

	経法商学部	人文学部	健康栄養学部
入学金	125,000	125,000	125,000
授業料	720,000	720,000	720,000
施設費	100,000	100,000	150,000
実験・実習費	—	—	150,000

2 学生は、学費及びその他の諸納入金を所定の期日までに納入しなければならない。

3 前項のその他の諸納入金については、学費等に関する規程(2002年5月29日制定)による。

4 削除

(納入金の返還)

第63条 既に納入した授業料その他の学費は、原則として返還しない。

第2編 学則 （沖縄大学学則）

第13章 補則

（学則の改廃）

第64条 この学則の改廃は、全学教員会議の審議を経て理事会が行う。ただし、この学則に定める別表の改廃は、全学教員会議で審議し、常任理事会が行う。

附 則

この学則は、1974年 4月 1日から施行する。

附 則（1975年 4月 1日）

この学則は、1975年 4月 1日から施行する。ただし、1975年 3月31日現在在籍する学生については、第51条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則（1978年 4月 1日）

この学則は、1978年 4月 1日から施行する。ただし、1978年 3月31日現在在籍する学生については、第51条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則（1979年 4月 1日）

この学則は、1979年 4月 1日から施行する。

附 則（1981年 4月 1日）

この学則は、1981年 4月 1日から施行する。ただし、1981年 3月31日現在在籍する学生については、第51条第1項の規定にかかわらず従前の例による。

附 則（1982年 4月 1日）

この学則は、1982年 4月 1日から施行する。

附 則（1984年 4月 1日）

この学則は、1984年 4月 1日から施行する。

附 則（1985年 4月 1日）

この学則は、1985年 4月 1日から施行する。ただし、1985年 3月31日現在在籍する学生については、第51条第1項の規定にかかわらず従前の例による。

附 則（1986年 4月 1日）

この学則は、1986年 4月 1日から施行する。

附 則（1987年 4月 1日）

この学則は、1987年 4月 1日から施行する。ただし、1987年 3月31日現在在籍する学生については、第51条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則（1988年 4月 1日）

この学則は、1988年 4月 1日から施行する。ただし、1988年 3月31日現在在籍する学生については、第51条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則（1990年 4月 1日）

この学則は、1990年 4月 1日から施行する。ただし、1990年 3月31日現在在籍する

第2編 学則 (沖縄大学学則)

る学生については、第51条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則 (1991年 4月 1日)

この学則は、1991年 4月 1日から施行する。ただし、1991年 3月31日現在在籍する学生については、第51条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則 (1992年 4月 1日)

この学則は、1992年 4月 1日から施行する。ただし、1992年 3月31日現在在籍する学生については、第51条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則 (1993年 4月 1日)

- 1 この学則は、1993年 4月 1日から施行する。ただし、1993年 3月31日現在在籍する学生については、第51条第1項の規定にかかわらず従前の例による。
- 2 この学則(第33条第5項)の改正は、1993年 4月 1日から施行する。
- 3 この学則(第12条の2)の改正は、1993年 4月 1日から施行する。

附 則 (1994年 4月 1日)

- 1 この学則(第2条第5項、第3条第1項、第11条第2項、第18条第3項、第38条第2項、第3項、第39条第1項、第2項、第3項、第39条の2、第40条、第41条第2項、第43条第1項、第43条の2第3項)の改正については、1994年4月1日から施行する。
- 2 この学則(第51条第1項、第2項、第3項)の改正については、1994年 4月1日から施行する。ただし、1994年 3月31日現在在籍する学生については、第51条第1項、第2項の規定にかかわらず従前の例による。

附 則 (1995年 4月 1日)

この学則(第51条第1項)の改正については、1995年 4月 1日から施行する。ただし、1995年 3月31日現在在籍する学生については、第51条第1項の規定にかかわらず従前の例による。

附 則 (1996年 3月27日)

この学則(第51条第1項)の改正については、1996(平成8)年 4月 1日より施行する。ただし、1996(平成8)年 3月31日現在在籍する学生については、第51条第1項の規定にかかわらず従前の例による。

附 則 (1996年 3月27日)

この学則(第2条第1項の1、2)の改正については、1996(平成8)年 4月1日より施行する。

附 則 (1997年 3月28日)

- 1 この学則(第51条第1項)の改正については、1997(平成9)年 4月 1日より施行する。ただし、1997(平成9)年 3月31日現在在籍する学生については、第

第2編 学則（沖縄大学学則）

51条第1項の規定にかかわらず従前の例による。

- 2 この学則（第2条第1項、第3条、第7条、第8条、第8条の2、第9条、第10条、第12条の2、第13条第2項、第28条、第31条の2、第37条、第46条、第46条の2、第51条第1項第2号）の改正については、1997（平成9）年4月1日入学生より適用する。なお、法経学部法学科、経済学科は在学生が在籍する期間は存続し、学則については従前どおりとする。

附 則（1997年9月24日）

この学則（第1条、第2条、第3条、第7条、第10条、第12条の2、第14条、第21条、第37条、第38条、第41条、第44条、第46条、第46条の2、第51条、第53条、第54条）の改正は、1999（平成11）年4月1日から施行する。

附 則（1998年3月30日）

この学則（第51条第1項）の改正については、1998（平成10）年4月1日より施行する。ただし、1998（平成10）年3月31日現在在籍する学生については、第51条第1項の規定にかかわらず従前の例による。

附 則（1999年3月30日）

この学則（第51条第1項）の改正については、1999（平成11）年4月1日より施行する。ただし、1999（平成11）年3月31日現在在籍する学生については、第51条第1項の規定にかかわらず従前の例による。

附 則（1999年10月25日）

この学則（第59条第1項、第2項）の改正については、1999（平成11）年10月1日から施行する。

附 則（2000年1月26日）

この学則（第62条第1項）の改正については、2000（平成12）年4月1日より施行する。ただし、2000（平成12）年3月31日現在在籍する学生については、従前の規定にかかわらず平成12年度の学費を据え置くものとする。

附 則（2000年3月29日）

この学則の改正は、2000（平成12）年4月1日から施行する。（第14条第3項）

附 則（2000年6月28日）

この学則の改正は、2000（平成12）年6月28日から施行する。（第49条、第51条第2項、第54条、第55条、第56条、第56条の2、第56条の3）

附 則（2000年8月23日）

この学則（第62条第1項）の改正については、2001（平成13）年4月1日より施行する。ただし、2001（平成13）年3月31日現在在籍する学生については、第62条第1項の規定にかかわらず従前の規定によるものとする。

第2編 学則（沖縄大学学則）

附 則（2001年 3月28日）

この学則は、2001年 4月 1日から施行する。

附 則（2001年 6月27日）

- 1 この学則（第1条の2）については、2001（平成13）年 7月 1日より施行する。
- 2 この学則（第62条第1項）の改正については、2002（平成14）年 4月 1日より施行する。ただし、2002年（平成14年 3月31日）現在在籍する学生については、第62条第1項の規定にかかわらず従前の規定によるものとする。

附 則（2002年 3月27日）

この学則は、2002年 4月 1日から施行する。（第8条別表1改正）

附 則（2002年11月13日）

この学則は、2002年11月13日から施行する。（第2条、第2条の2、第10条第2項、第13条、第35条第1号、第38条、第38条の2、第47条、第48条、第51条の2、第56条第2第3第4第10項、第56条の3、第63条、第64条改正）

附 則（2003年 3月28日）

この学則は、2003年 4月 1日から施行する。

附 則（2003年 6月 5日）

この学則は、2004年 4月 1日から施行する。

附 則（2004年 3月 4日）

この学則は、2004年 4月 1日から施行する。（第8条関係別表1、第13条関係別表2）

附 則（2004年 6月 4日）

この規程は、2004年 4月 1日から施行する。（第26条第1項、第27条第1項、第2項、第32条第1項、第2項、第64条）

附 則（2004年 7月 9日）

この学則は、2005（平成17）年 4月 1日から施行する。（第3条改正）

附 則（2004年 9月13日）

この学則は、2005年 4月 1日から施行する。（第2条の3）

附 則（2005年 3月14日）

この学則は、2005年 4月 1日から施行する。（第56条の2、第56条の3第11号、第12号、第56条の3第3項第1号改正）

附 則（2006年 3月13日改正）

この学則は、2006年 4月 1日から施行する。（第8条関係別表1、第13条関係別表2、第14条関係別表3）

附 則（2006年 3月13日改正）

第2編 学則（沖縄大学学則）

この学則は、2007年 4月 1日から施行する。（第2条、第3条、第8条、第13条、第39条）

附 則（2006年 9月11日）

この学則は、2007年 4月 1日から施行する。（第8条（別表1）、第13条（別表2）、第14条（別表3） 第3項）

附 則（2006年11月13日改正）

この学則は、2007年 4月 1日から施行する。（第50条、第55条、第56条、第57条、第64条）

附 則（2007年 3月19日改正）

この学則は、2007年 4月 1日から施行する。（第8条関係別表1、第13条関係別表2、第14条関係別表3）

附 則（2008年 2月18日改正）

この学則は、2008年 2月18日から施行する。（第2条の2、第2条の3追加）

附 則（2008年 3月17日改正）

この学則は、2008年 4月 1日から施行する。（第8条関係別表1、第13条関係別表2、第14条関係別表3）

附 則（2009年 2月16日改正）

この規程は、2009年 4月 1日から施行する。（第59条）

附 則（2009年 3月16日改正）

この学則は、2009年 4月 1日から施行する。（第8条別表1、第13条別表2、第14条別表3）

附 則（2009年 3月16日改正）

- 1 この学則（第37条）の改正は、2009年 4月 1日から施行する。
- 2 この学則（第38条）の改正は、2009年 4月入学学生から試行適用し、2010年 4月入学学生から全面施行する。ただし、2009年 3月31日現在在籍する学生については、第38条の規定にかかわらず従前の例による。

附 則（2009年 6月29日改正）

- 1 この学則（第56条の3）の改正は、2009年 7月 1日から施行する。

附 則（2010年 3月23日改正）

- 1 この学則は、2010年 4月 1日から施行する。（第8条別表1、第13条別表2、第14条別表3）

附 則（2011年 3月28日改正）

- 1 この学則は、2011年 4月1日から施行する。（第2条、第3条、第8条別表1、第9条第3項、第13条別表2、第14条別表3、第39条、第49条、第56条第2項、第5項第5号、

第2編 学則 (沖縄大学学則)

第6号、第7項第1号、第2号、第62条の改正)

附 則 (2011年 7月25日改正)

- 1 この学則は、2011年 7月25日から施行する。(第2条第2項、第2条の6、第2条の7、第44条第2項の改正)

附 則 (2011年 8月 8日改正)

- 1 この学則は、2011年10月 1日から施行する。(第32条改正)

附 則 (2011年10月17日改正)

- 1 この学則は、2012年 4月 1日から施行する。(第11条第2項、第3項の改正)

附 則 (2012年 2月20日改正)

- 1 この学則は、2012年 4月 1日から施行する。ただし、2012年 3月31日現在在籍する学生については、第3条、第14条第2項、第14条第3項、第39条の規定にかかわらず従前の例による。(第3条、第14条第2項、第14条第3項、第39条の改正)

附 則 (2012年7月30日改正)

- 1 この学則は、2012年 7月30日から施行する。(第2条の2、第2条の3の改正、第2条の3第2項の追加)

附 則 (2013年 1月28日改正)

- 1 この学則は、2013年 4月 1日から施行する。(第2条の4第5項の追加、第26条第2項、第35条第1号、第35条第5号の改正)

附 則 (2013年 3月25日改正)

この学則は、2013年 4月 1日から施行する。(第8条関係別表1、第13条関係別表2、第14条関係別表3)

附 則 (2013年 7月22日改正)

この学則は、2014年 4月 1日から施行する。(第3条の改正)

附 則 (2013年12月16日改正)

この学則は、2014年 1月 1日から施行する。(第29条、第64条の改正)

附 則 (2014年11月17日改正)

この学則は、2014年11月17日から施行する。(第2条の6の削除)

附 則 (2015 2月23日改正)

この学則は、2015年 4月 1日から施行する。

附 則 (2016年 3月29日改正)

この学則は、2016年 3月 31日から施行する。

附 則 (2016年11月21日改正)

この学則は、2016年11月21日から施行する。(第23条第1項の改正)

第2編 学則（沖縄大学学則）

附 則（2017年 3月13日改正）

この学則は、2017年 4月 1日から施行する。（第8条関係別表1、第13条関係別表2、第14条関係別表3）

附 則（2017年 12月18日改正）

この学則は、2019年 4月 1日から施行する。（第3条の改正）

附 則（2018年 3月20日改正）

この学則は、2018年 4月 1日から施行する。（第8条関係別表1、第13条関係別表2、第14条関係別表3）

附 則（2018年11月19日改正）

この学則は、2018年11月19日から施行する。（第53条、第54条の改正）

附 則（2019年 2月 18日改正）

（施行期日）

- 1 この学則は、2019年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日の前日までに本学が実施した管理栄養学科に係る入学者の選考、入学手続等については、この学則の相当規定に基づいて行う選考、入学手続等とみなす。
- 3 第3条の規定にかかわらず、管理栄養学科の2019年度から2022年度までの間における収容定員は、次のとおりとする。

年度 \ 学部	健康栄養学部
2019年度	80人
2020年度	160人
2021年度	240人
2022年度	320人

- 4 改正後の学則の施行の際現に在籍する学生に係る免許教科については、当該学生が本学に在籍する間は、改正後の第14条の規定にかかわらず、次の表（この学則による改正前の表）に掲げる教免教科の例による。

学 科	教員免許状の種類	免許教科
法経学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 地理歴史 公民
国際コミュニケーション学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英語 英語

第2編 学則（沖縄大学学則）

福祉文化学科 社会福祉専攻 福祉文化学科 健康スポーツ福祉専攻	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民 福祉
	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育 保健体育
こども文化学科	小学校教諭一種免許状	—

附 則（2019年3月5日改正）

この学則は、2019年4月1日から施行する。（第8条関係別表1、第13条関係別表2、第14条関係別表3）

附 則（2019年12月16日改正）

（施行期日等）

- この学則は、2021年4月1日から施行する。（第14条3項）
- 改正後の学則の施行の際現に在籍する学生に係る免許教科については、当該学生が本学に在籍する間は、改正後の第14条の規定にかかわらず、次の表（この学則による改正前の表）に掲げる教免教科の例による。

学 科		教員免許状の種類	免許教科
経法商学科		中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史 公民
国際コミュニケーション学科		中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英語
福祉文化 学科	社会福祉専攻	高等学校教諭一種免許状	福祉
	健康スポーツ 福祉専攻	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育
こども文化学科		小学校教諭一種免許状	—
管理栄養学科		栄養教諭一種免許状	—

附 則（2020年1月20日改正）

この学則は、2021年4月1日から施行する。（第3条）

附 則（2020年3月23日改正）

- この学則は、2020年4月1日から施行する。（第2条、第2条の2、第2条の4第4項、第3条、第9条第2項、第10条第2号、第14条第3項、第39条第2

第2編 学則 (沖縄大学学則)

項、第54条の2、第56条、第62条、第8条関係別表1、第13条関係別表2、第14条関係別表3の改正)

附 則 (2020年9月28日改正)

この学則は、2021年4月1日から施行する。(第1条、第9条、第14条第1項、第14条の2～6の追加、第62条第3項～第4項の追加、別表4～6の追加)

附 則 (2021年1月18日改正)

この学則は、2021年1月18日から施行し、改正後の第10条の2及び第38条2項の規定は、2020年4月1日から適用する。(第10条の2、第38条の2)

附 則 (2021年1月18日改正)

この学則は、2021年1月18日から施行する。(第1条の2)

附 則 (2021年3月8日改正)

この学則は、2021年4月1日から施行する。(第8条関係別表1、第13条関係別表2、第14条関係別表3の改正)

附 則 (2022年2月21日改正)

この学則は、2022年2月21日から施行する。(第2条の2、第2条の3、第2条の3の2、第51条の2第3項、第52条2の改正)

附 則 (2022年2月21日改正)

この学則は、2022年4月1日から施行する。(第8条関係別表1、第13条関係別表2、第14条関係別表3、第51条の2第2項及び第54条の2第2項の改正)

附 則 (2022年5月9日改正)

この学則は、2022年5月9日から施行し、改正後の第8条関係別表1の規定は、2022年4月1日から適用する。(第8条関係別表1)

附 則 (2023年3月27日改正)

この学則は、2023年3月27日から施行する。ただし、改正後の第8条関係別表1、第13条関係別表2及び第14条関係別表3の改正規定は、2023年4月1日から施行する。(目次の追加、第2章名、第4条見出し、第4条第1項、第5条第1項第4号、第6条見出し、第3章名、第11条第2項、第13条第4項、第14条の2見出し、第15条見出し、第15条第1項及び第2項、第17条見出し、第17条、第4章名、第19条第5号、第29条見出し、第30条見出し、第32条第1項及び第2項、第33条見出し、第33条、第35条、第35条第1号、第5章名、第40条見出し、第41条見出し、第42条見出しの追加、第43条見出しの追加、第46条見出し、第48条再掲、第8章名、第49条見出し、第57条見出しの削除、第57条第1項、第58条第1項、第11章名、第60条を第10章から第11章に移す、第61条第3号を第61条2項に改正、第62条見出しの追加、第62条第3項、第62条第4項、第63条見出しの追加、第13章の追加、第8

第2編 学則（沖縄大学学則）

条関係別表1、第13条関係別表2及び第14条関係別表3の改正）

附 則（2024年3月11日改正）

この学則は、2024年4月1日から施行する。（第8条関係別表1、第13条関係別表2、第14条関係別表3の改正）

附 則（2025年3月25日改正）

この学則は、2025年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、2026年4月1日から適用する。（第3条、第8条関係別表1、第13条関係別表2、第14条関係別表3の改正）

附 則（2026年3月9日改正）

この学則は、2026年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、2025年4月1日から適用する。（第8条関係別表1、第13条関係別表2）